

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱

特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）の施行期日は令和四年四月一日とし、附則第

一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年十月一日とすること。